

第3次宝塚市環境基本計画
(概要版)

宝塚市

目次

■ 計画の役割と位置づけ	1
■ 計画の推進主体	2
■ 本市の目指す環境都市像	2
■ 施策推進の基本的な視点	3
■ 施策の体系	4
I 地球温暖化対策と循環型のまちづくり	5
II 豊かな生態系を育むまちづくり	6
III 健康に暮らせるまちづくり	7
IV 安全で快適な環境のまちづくり	8
V みんなで取り組む環境づくり	9
■ 計画の推進	10

■ 計画の役割と位置づけ

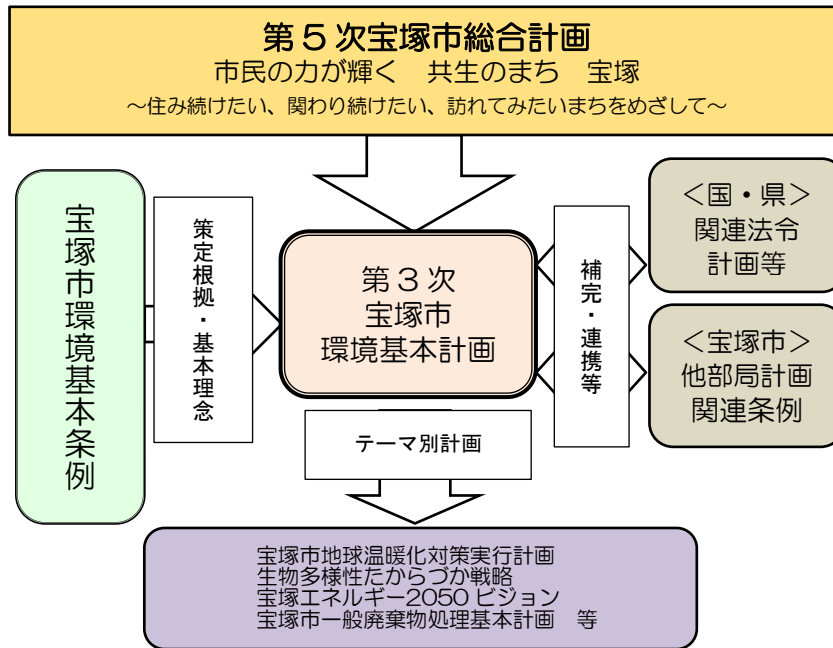
計画の目的・役割

本計画は、宝塚市環境基本条例の規定に基づき、市民・事業者・市のすべての主体が公平な役割分担の下で協働することにより、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、次の3つの役割を担います。

- 1 本市における望ましい環境都市像の実現に向けた方向性を示す。
- 2 環境の保全及び創造に関する目標及び環境行政の基本的な方針・考え方を示す。
- 3 市民・事業者・市が取り組むべき事項を明らかにする。

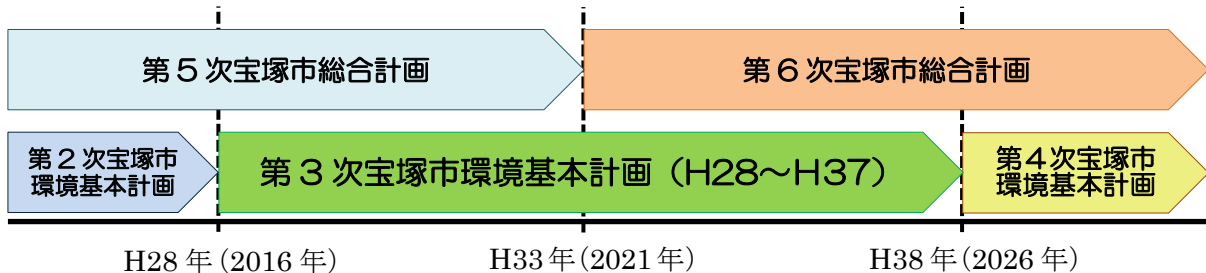
計画の位置づけ

本計画は、平成23年（2011年）に策定された第5次宝塚市総合計画の基本構想に掲げる、環境の分野における目標を実現するために、方針や施策を示し、取り組みの推進を図る計画であり、本市環境施策の根幹となる計画として、宝塚市環境基本条例の規定に基づき策定しています。



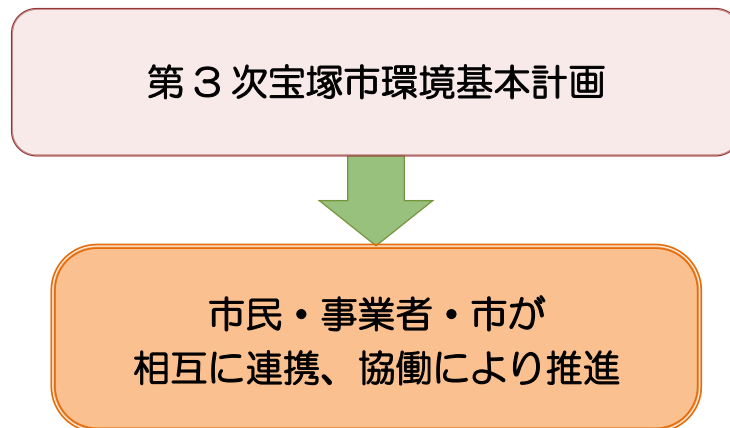
計画の期間

本計画は、目標年度を平成37年度（2025年度）とし、計画期間は平成28年度（2016年度）からの10年間とします。なお、総合計画との整合や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。



■ 計画の推進主体

本計画の推進にあたっては、計画策定主体である市の取組だけでなく、市民、事業者が推進主体となって、それぞれの立場や役割から環境に対する取組を推進していく必要があります。



※「市民」とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体を表します。

■ 本市の目指す環境都市像

本市の目指す環境都市像は、第2次環境基本計画を継承することとし、以下の通りとします。

『環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち』
～持続可能なまちへの先駆的転換をめざして～

平成8年（1996年）に制定された宝塚市環境都市宣言において、

『私たちは、宝塚を訪れる人たちとともに、このかけがえのない環境を大切にしながら、今までの暮らしや、いとなみを見直し、一人ひとりの小さな行動を積み重ね、健全で恵み豊かな環境を共にはぐくみ、大きな「宝の塚」を築きあげて「環境都市・宝塚」とする』

ことを宣言しています。

基本理念や宣言の内容は、現在においても色あせることのない普遍的なものです。

第3次宝塚市環境基本計画においても、この基本理念を引き継ぎ、目指すべき環境都市像を、

「環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち～持続可能なまちへの先駆的転換をめざして～」とします。

■ 施策推進の基本的な視点

本市の目指す環境都市像の実現に向けた先駆的なまちづくりを推進するうえでの基本的視点として次の3点を設定します。

【基本的視点1】 持続可能な発展

本市の将来に向けた環境施策の展開において、環境・経済・社会の良好なバランスと秩序を保った持続可能な社会システムの構築（まちづくり）の視点を重視し、第2次宝塚市環境基本計画に引き続いて、「CO₂排出量半減社会」を目標として先駆的な環境づくりを進めていきます。

【基本的視点2】 参画と協働

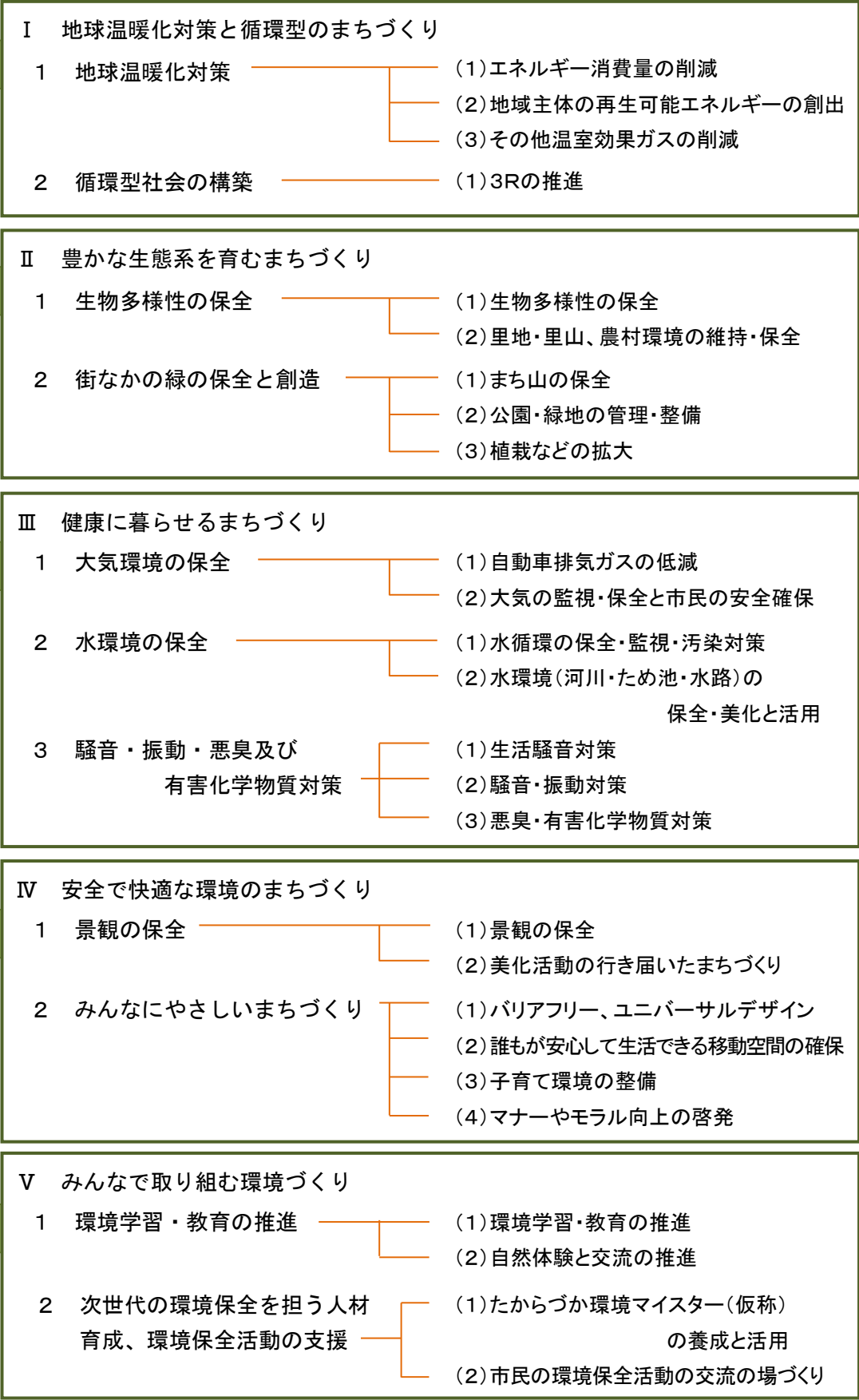
本市の「健全で恵み豊かな環境を共に育むまち」づくりは、市民・事業者・市の各主体の積極的な参画のもと、役割と責任を分担し、相互に補完し、協力して推進する協働の体制により進めていくことを基本とします。

【基本的視点3】 生物多様性の保全

希少生物の生息する自然環境と、まち山などの緑と市街地が織りなす都市景観が融合する特徴的な環境を有する本市が持続可能な発展をめざすうえで、すべての活動の基礎となる重要な視点として生物多様性の保全を設定します。

■ 施策の体系

『環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち』
 持続可能なまちへの先駆的転換をめざして



I 地球温暖化対策と循環型のまちづくり

1 地球温暖化対策

本市では、第2次宝塚市環境基本計画において、2050年にCO₂排出量半減（1990年度比）という先駆的な目標を掲げ、温室効果ガス削減に向けた実行計画や再生可能エネルギーの利活用に関する計画を策定するなど、地球温暖化対策を推進しています。

CO₂排出量半減の目標を達成するには、機器や設備の普及とともに、学校や地域における学習・教育活動などの市民・事業者の意識を高めるソフト面の取組を通して省エネルギー行動、再生可能エネルギー利活用の着実な実践につなげていくことが必要です。

(1) エネルギー消費量の削減

省エネルギーに関わる市の率先した取組、環境学習・教育、市民の環境にやさしい生活の意識啓発、省エネルギー機器や設備などの情報提供や普及促進などによる事業者の実践を促し、本市のエネルギー消費量の削減を目指します。

(2) 地域主体の再生可能エネルギーの創出

地域の共有資源である再生可能エネルギーの創出と利活用を図ります。本市のエネルギー特性から、太陽光発電と太陽熱利用を中心に再生可能エネルギーの利活用を推進するとともに、小水力発電やバイオマスエネルギーなどの活用についても検討していきます。

(3) その他温室効果ガスの削減

温室効果の高い特定フロンや代替フロン等を含むフロンガスの適正な管理を徹底するとともに温室効果ガスを発生させる化石燃料の使用量削減を推進します。

また、農業、畜産業等から発生するメタンガス等についても情報の収集に努めます。

2 循環型社会の構築

本市では、市民・事業者の協力のもと、ごみの分別収集、減量化、再資源化が進んでおり、全国平均を上回るリサイクル率を達成しています。

しかし、一人一日当たりのごみ排出量は、わずかながら増加する傾向にあり、景気動向の影響によるごみの総排出量の増加が懸念されます。

今後も、環境学習・教育や、市民・事業者への啓発活動を通して、省資源に関する情報を分かりやすく伝え、3R（発生抑制 Reduce、再使用 Reuse、再資源化 Recycle）とごみ処理に関する意識啓発のさらなる促進につなげていくことが必要です。

(1) 3Rの推進

ごみの発生を抑え、資源のリサイクルがさらに進んだごみゼロ社会の実現に向け、市民・事業者・市のそれぞれが担うべき役割や責任について相互に理解を深め、地域の協働により取組を効果的に進めていきます。

II 豊かな生態系を育むまちづくり

1 生物多様性の保全

本市は大都市圏に位置しながら、北部地域には豊かで特徴的な自然環境を有し、南部の市街地と共存しているという特性は、本市の大きな魅力であり、市民がいつまでも守っていきたいと思う地域の“たから”となっています。地域の魅力である特有の自然環境を将来に引き継いでいくことは、本市の大きな使命です。

(1) 生物多様性の保全

本市の特色である豊かで貴重な自然環境、その自然環境に調和したゆとりと潤いのある住宅地や緑あふれる田園風景など、地域ごとに特色のある美しい都市景観の基盤となっている生物多様性について、市内における生物の情報収集及び発信による意識向上の啓発を進めます。

(2) 里地・里山、農村環境の維持・保全

本市の魅力ある環境の中心となる北部地域の里地里山、農村環境の維持・保全に向けた対策を推進します。

2 街なかの緑の保全と創造

本市は、山間部の自然林、中小河川やため池、農地、里山・まち山など、豊富な水と緑に囲まれたまちです。これらの宝塚らしさを形成している環境と調和・融合し、よりよい水と緑のネットワークの創造と活用により、ゆとりとうるおいのある都市環境を構築していくことが重要です。

(1) まち山の保全

住宅地に隣接する樹林や緑、市街地の孤立林は、動植物が生息する身近な環境学習の場であるとともに、防災林、景観の軸として市街地の貴重な緑地“まち山”となっており、本市の環境の特徴的な存在となっていることから、これらのまち山の保全と活用を進めます。

(2) 公園・緑地の管理・整備

本市の環境と景観を形成する「水と緑の拠点」であり、まちにうるおいを与え、都市高温化の抑制にもつなげる公園・緑地の整備を進めます。

(3) 植栽などの拡大

生態系のネットワーク形成の観点から、植栽などを計画的に増やしていきます。

Ⅲ 健康に暮らせるまちづくり

1 大気環境の保全

本市の大気環境は、おおむね良好な状況ですが、一部には環境基準を達成していない項目があります。この状況の原因は、自動車や、工場などの事業活動のほか、近年では、国外からの飛来物質による影響も考えられることから、公共交通の利用を促進するとともに、大気状況を今後も注意深く監視し、緊急時の対応などについて市民に周知していくことが求められます。

(1) 自動車排気ガスの低減

温室効果ガス排出量の削減、低炭素社会の構築の面からも、自動車排気ガスの低減に向けた取組を進めていきます。

(2) 大気の監視・保全と市民の安全確保

大気に関する調査・監視活動を継続し、緊急時の対応の周知など、市民の安全対策を推進します。

2 水環境の保全

豊かな水環境の保全に向け、森林・農地の保全による保水機能の確保、雨水貯留浸透施設の整備などの対策が必要です。また、地域住民や環境保全活動団体などとの協働のもと、河川の美化活動や環境保全活動を継続、充実していくことが求められます。

(1) 水循環の保全・監視・汚染対策

生態系への影響や自然環境との調和、防災対策を踏まえた河川の整備、森林の適切な保全管理などにより、より良い水環境づくりを推進します。

(2) 水環境（河川・ため池・水路）の保全・美化と活用

市民参加のもと、地域が一体となった河川、水路などの水環境の美化活動を推進するとともに、身近な場所での環境学習、自然環境保全活動の場としての活用を進めます。

3 騒音・振動・悪臭及び有害化学物質対策

市民生活におけるマナー意識の向上の啓発を進めるとともに、騒音・振動、悪臭及び有害化学物質などの影響を防ぐための指導や啓発を継続して進めていくことが必要です。

(1) 生活騒音対策

環境意識や生活マナー意識の向上の啓発を行います。

(2) 騒音・振動対策

道路管理者・交通規制所管庁と連携した対策、規制遵守の徹底を指導します。

(3) 悪臭・有害化学物質対策

各種法令遵守の徹底とともに、環境意識や生活マナーの向上に努めます。

IV 安全で快適な環境のまちづくり

1 景観の保全

本市は、六甲山地から長尾山地の山並みと武庫川を中心とした河川が織りなす自然景観、北部地域の農村・田園景観、宝塚歌劇をはじめとする芸術文化が融合した街なみ景観のそれぞれが調和した特徴的な“宝塚らしさ”という大きな魅力を形成しています。

特徴的な景観を保全するとともに、将来に向け、よりよい景観形成を進めていくことが求められます。

(1) 景観の保全

北部地域の田園・農村景観、山並みを背景とした自然景観、歴史・文化を感じる街なみ景観が調和した宝塚らしさの保全とさらに洗練された景観の形成を進めます。

(2) 美化活動の行き届いたまちづくり

市民は、きれいなまち、美しいまちに対して高い意識を持っています。地域が一体となった美化活動などを通して、さらにきれいなまちづくりを推進していきます。

2 みんなにやさしいまちづくり

市民の多くが、子どもや高齢者にやさしく、いつまでも暮らし続けたい安全・安心で、快適なまちであることを望んでいます。

歩道や自転車道の移動空間、子育て環境などの整備とともに、利用者のマナーやモラル向上に関する啓発を併せて進めていくことが重要となっています。

(1) バリアフリー、ユニバーサルデザイン

環境や安全性に配慮した道路づくりとバリアフリーやユニバーサルデザインなど、すべての人にやさしく暮らしやすい施設の整備を推進します。

(2) 誰もが安心して生活できる移動空間の確保

歩道のバリアフリー化、自転車通行帯の整備など、人と環境にやさしい道路・交通環境の改善を進めます。

(3) 子育て環境の整備

安心して子育てができる環境づくり、子どもにやさしいまちづくりを進めます。

(4) マナーやモラル向上の啓発

市民の日常の生活の中での、マナーやモラルの向上に向けた継続的な啓発により、一人ひとりが快く暮らせるまちづくりを進めます。

V みんなで取り組む環境づくり

1 環境学習・教育の推進

本市の特徴的な自然や景観を将来にわたって維持、向上させ、持続的に発展させていくためには、市民一人ひとりが地域の環境について学び、理解を深めるとともに、将来、環境に配慮した行動のできる人材を育成していくことが重要です。

(1) 環境学習・教育の推進

小学校における総合的な学習の時間や関連する科目において、環境学習・教育の取組を充実し、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育てます。また、地域における生涯学習やイベントなどの活用、子どもから大人までいっしょに学ぶ場の設定などにより、地域の環境意識の向上を図ります。

(2) 自然体験と交流の推進

環境学習・教育は、市民が身近な地域の山や川で「実際に見て、ふれあい」・「体験して、興味を持つ」ことが大切です。地域の自然環境や体験施設、農地、里山・まち山、河川・河川敷などでの自然体験学習とともに、南部市街地の市民が生物多様性の高い北部地域に学ぶことなども重要です。

2 次世代の環境保全を担う人材育成、環境保全活動の支援

本市の環境保全活動は、活動団体の設立数も増加しており、積極的な活動が行われています。今後は、各団体相互の情報交流を活性化し、問題解決の早期化や新たな取組の創出などの相乗効果を発揮する体制や仕組みづくりが期待されます。

また、活動をリードしていく人材の育成を継続的に進めていく必要があります。

(1) たからづか環境マイスター（仮称）の養成と活用

学校や地域の環境学習・教育のリーダーや講師として貢献できる人の育成を目的に、「たからづか環境マイスター（仮称）」制度を設け、養成とともに地域で活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

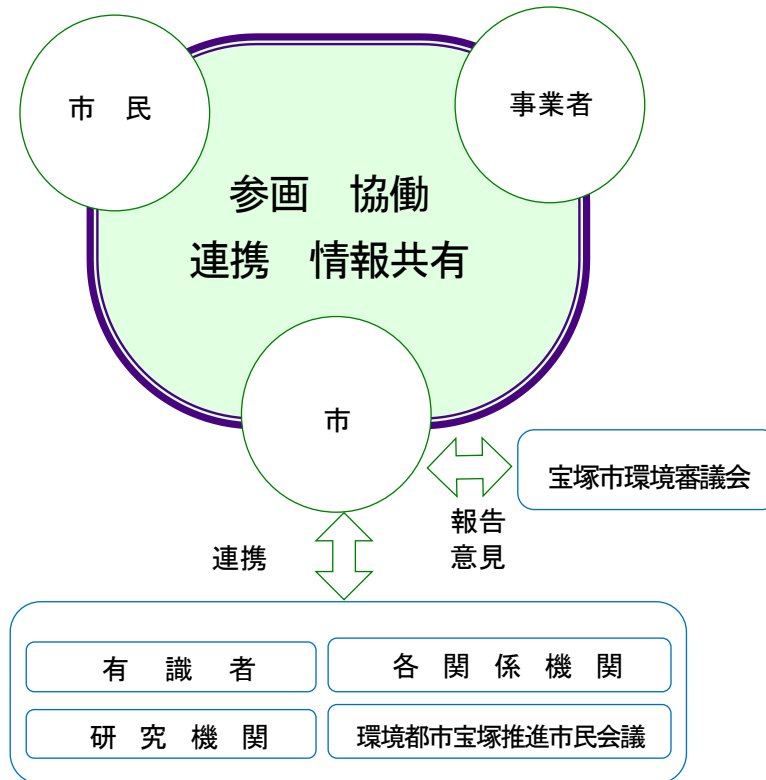
(2) 市民の環境保全活動の交流の場づくり

環境保全活動に取り組む団体やグループのニーズを踏まえ、それぞれの活動をサポートする中間支援組織の設立を支援、協力します。

計画の推進

推進体制

市民、事業者及び市との連携と協働のもと、計画の効果的な推進を図ります。

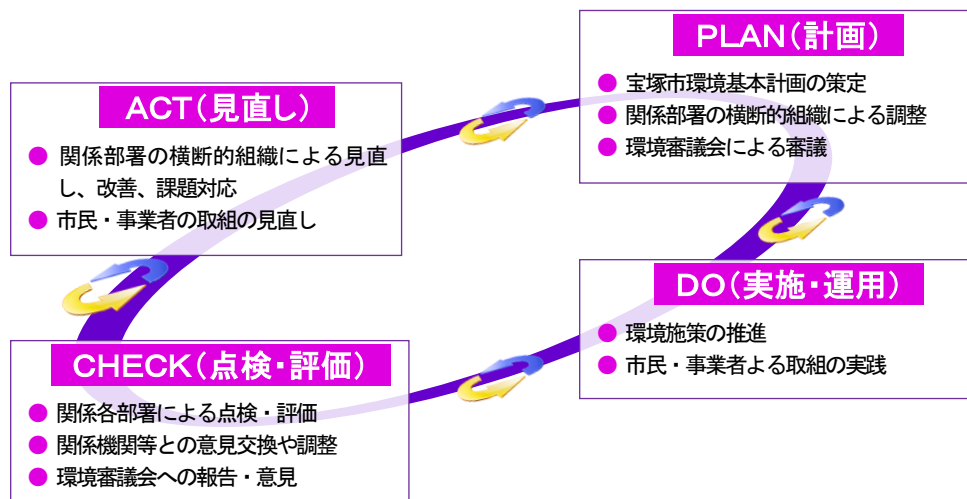


※「市民」とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体を表します。

進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルにより行います。

各環境分野の施策の達成状況について「環境指標」により毎年度点検・評価します。なお、事業の進捗に関する情報は、市広報誌やホームページなどを通して公表していきます。





リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。